

件名	墨田区保育所等整備計画見直しに関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区押上 新日本婦人の会 墨田支部長 P			
受理年月日	令和2年1月29日	受理番号	第13号	
<p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育の質を担保するガイドラインを策定してください。</li> <li>2 国が保育教諭の資格特例の経過措置期間を延長したことから、これに関し、区は、職員の配置水準及び処遇について、区長会で検討されていることを守ってください。</li> <li>3 国が幼保連携型認定こども園への移行を強制していないことから、区は、今後の見直しにおいて、このことを守ってください。</li> <li>4 内閣府の通達では、大事故の発生に対応する事故検証委員会の設置を掲げているため、本区としても、この委員会を立ち上げてください。</li> <li>5 公私連携型認定こども園への移行は、やめてください。</li> <li>6 民営化の場合、業者選定の際に、直接の当事者である保育士や保護者を参加させてください。</li> <li>7 民営化の場合、引継期間において、保護者・区・事業者からなる三者協議会を設置し、適宜、協議の場を提供してください。</li> </ol> <p>(理由)</p> <p>今年墨田区保育所等整備計画の見直しがあります。今後の計画が、真に入所児童の福祉増進を目指す計画となるよう強く求めます。</p> <p>墨田区は、保育園発祥の地です。</p> <p>保育所形態が多様化し、保育事故や急な廃園等、懸念材料が報じられる今こそ、長い年月で培われた区立認可保育所への期待が高まっています。</p> <p>本来、保育所は、児童福祉法第24条第1項に基づき、入所児童の福祉増進を目的としている児童福祉施設であり、行政はこれを守る義務を有しています。</p> <p>現在の整備計画では、利用者に様々な不安を抱かせ、少なくとも人員確保の面で綻びが生じつつあります。保育業界全体の人手不足は厳しく、昨年まで業者選定に応募していた社会福祉法人は既に応じる余裕がないのが現状です。</p> <p>この計画の続行は、他区での不幸な保育事故につながりかねないと危惧します。</p> <p>今こそ、墨田区が有する人的財産を活用し、区立保育園を存続する必要があると考えます。また、やむを得ず民営化を進める場合には、入所児童関係者との協議を密に行ってください。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				